

No.	意見	回答
1	<p>計画期間が平成28年度～32年度とあるが、計画完成予定は平成29年3月頃となっていることから、実際の行動期間となる平成29年度～の5年間にすればどうか。</p>	<p>当該計画は、国や県の計画策定を受けて、市町も計画策定を行うという流れになっています。 今回の第10次計画は、国の計画策定が平成28年3月、県が平成28年7月となっていますため、市町の計画策定は、平成29年1月～3月頃となります。 県に確認しましたところ、国の見解としては、計画期間は国の期間に合わせてほしいということであり、遡り期間はやむを得ないということでありました。 その理由の一つに、目標値の統一的な考え方があり、例えば、国、県ともに、道路交通安全の目標は、 ①平成32年までに24時間死者数を●●人以下にする。 ②平成32年までに死傷者数▲▲人以下にする。 となっていますことから、各市町もこの目標達成に向けた取組みに協力して行っていく必要がありますので、計画期間は国や県に合わせることにします。</p>
2	<p>交通指導の取締りや、救助・救急体制の整備など、市(行政)で対応できない部分まで計画にあげるのか。</p>	<p>当該計画は、条例設置機関の「草津市交通安全対策会議」で策定しています。 当該委員には、市長を会長に、国・県(道路管理者)、滋賀県警察、教育委員会教育長、湖南広域消防局消防局長、関係部長等で組織しており、今後、草津市内の交通安全に関わる関係機関が一体となって第10次交通安全計画を策定し、取り組んでいくこととなります。 なお、国や県、他市町においても、同計画は「交通安全対策会議」にて策定しています。</p>
3	<p>実効性を高めていくためには検証が必要であり、その検証材料として目標設定が必要であるのではないか。</p>	<p>目標設定については、国や県に準じた目標設定を検討したいと考えています。 また、各施策のアクションプランを定めて、各関係機関による取組実績をもとに検証を図りたいと考えています。 なお、国、県ともに、各章ごとの大きな単位での目標設定はありますが、各施策での目標設定はありません。</p>